

町民税納税相談日程表

月 日	対象地区等	月 日	対象地区等
2月16日(木)	長老	3月3日(金)	◆書類不備で再提出の方
2月17日(金)	大原	3月4日(土)	◆平日に都合がつかない方
2月20日(月)	横川	3月5日(日)	
2月21日(火)	滑塚・境沢	3月6日(月)	矢立・関上4班、5班
2月22日(水)	滑津	3月7日(火)	関上1班、2班
2月23日(木)	峠田(上組・中組)	3月8日(水)	関上3班、6班、7班
2月24日(金)	◆書類不備で再提出の方	3月9日(木)	関下1班、2班、3班、4班
2月27日(月)	峠田(下組)	3月10日(金)	◆書類不備で再提出の方
2月28日(火)	湯原(荒町)	3月13日(月)	関下5班、6班、7班
3月1日(水)	湯原(仲町・田中・東町)	3月14日(火)	干蒲
3月2日(木)	瀬見原	3月15日(水)	◆前日までに都合がつかない方
場所・受付時間	●受付場所 町民ホール ●相談場所 町民税務課 ●受付時間 【午前】9時～11時、【午後】1時～4時		

マイナンバーと本人確認のための証明書(免許証や保健証等)もご準備ください

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193 (担当:永倉)

優良運転者を目指しましょう!

白石地区交通安全協会七ヶ宿支部では、交通銅賞(白石警察署長・白石地区交通安全協会会長連名表彰)への申請を行っています。対象となる方は、各地区分会長または事務局(ふるさと振興課)までお知らせください。

受賞条件

- ①運転免許を有し、現に自動車・原付等の運転をしている方。
- ②交通安全協会会員の方。
- ③3年以上無事故・無違反の方。
- ④今までに、交通銅賞(警察署長・地区交通安全協会会長連名)を受賞したことがない方。
- ⑤①～④全てに該当し、運転免許証・交通安全協会会員証を複写させていただける方。(申請に必要な書類のみに利用します)



交通安全協会会員証(見本)

※協会主催の安全運転者講習会に参加していない方も対象となります。

なお、対象者が必ず表彰されるとは限らないため、予めご了承ください。

上記の条件に該当される方は、2月19日までご連絡をお願いします。

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:小室)

平成29年度町民税の納税相談が始まります!

今年も町民税・県民税の申告をしていただく時期になりました。

この申告は、平成29年度の町民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険、介護保険料、後期高齢者保険料及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです。

申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の軽減や国民年金保険料の減免などが受けられません。また、収入がなかった方(給与所得者の扶養になっている方など)も申告をしないと所得証明等の証明書が発行できない場合がありますのでご注意ください。

申告が必要な方は!

次の①～⑤に該当する方が対象となります。なお、税務署に所得税の確定申告書を提出する方や、給与収入のみで勤務先で年末調整をした方は、申告は不要です。

- ①農業や商業などの事業を営んでいる方
- ②譲渡・不動産・配当・雑収入などの所得があった方
- ③給与所得以外に公的年金(国民年金や厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金、個人年金など)による所得があった方
- ④給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
- ⑤給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を町に提出していない方

納税相談に必要なもの

- ①印鑑(シャチハタ以外)
- ②預貯金通帳又は口座番号の控え
- ③平成28年分源泉徴収票
- ④農業、営業、山林、不動産所得者…帳簿等の収支内訳書と必要経費の領収書
- ⑤その他所得のある方…その収入や必要経費の分かるもの
- ⑥生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ⑦医療費控除…医療費の領収書、医療保険の給付金などの補てんされた金額が分かるもの(あらかじめ1年間分の合計を計算してください)